

さいたま市告示第101号

さいたま市立中央図書館外3館窓口等業務外3件について、次のとおり一般競争入札を行うので、
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づ
き公告する。

令和8年1月26日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア さいたま市立中央図書館外3館窓口等業務
- イ さいたま市立武蔵浦和図書館外6館窓口等業務
- ウ さいたま市立大宮西部図書館外5館窓口等業務
- エ さいたま市立春野図書館外6館窓口等業務

(2) 履行場所

- ア 1(1)アの業務 さいたま市浦和区東高砂町11-1外
- イ 1(1)イの業務 さいたま市南区別所7-20-1外
- ウ 1(1)ウの業務 さいたま市北区櫛引町2-499-1外
- エ 1(1)エの業務 さいたま市見沼区春野2-12-1外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目「その他の業務」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和3年4月1日以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種の契約実績を1件以上有している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区東高砂町11-1 さいたま市教育委員会中央図書館管理課

担当 佐藤 電話 048(871)2172

(2) 交付期間

告示の日から令和8年2月9日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和8年2月13日（金）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に140円切手を貼付して申し出した場合のみ受け付けるものとする。複数の業務において4の書類を提出する場合は、2件の場合は140円切手、3件以上の場合は180円切手を貼付して申し出た場合は、複数の業務を併せて郵送するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (⑦) 1(1)アの業務 令和8年2月20日（金）午前10時30分
- (⑧) 1(1)イの業務 令和8年2月20日（金）午前10時45分
- (⑨) 1(1)ウの業務 令和8年2月20日（金）午前11時00分
- (⑩) 1(1)エの業務 令和8年2月20日（金）午前11時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月20日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課
電話 048(829)1705 FAX 048(829)1989

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区東高砂町11-1 さいたま市教育委員会中央図書館管理課
電話 048(871)2172 FAX 048(884)5500

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会中央図書館管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (3) 詳細は、入札説明書による。